

納付や申請は忘れずに

国保・後期高齢・医療助成のお知らせ



納入通知書と保険料額決定通知書を7月中にお届けします

令和8年度の国民健康保険の保険税額と後期高齢者医療の保険料額が決定しました。下記のとおり通知書を発送するので、届いたら確認してください。

納税義務者である
世帯主へ送付

国民健康保険税

被保険者へ送付

後期高齢者医療保険料

納期限までに忘れずに納付を

納付には、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替などで納める「普通徴収」があります。納付書で納める人は、期限までに納めてください。第1期の納期限は、7月31日(金)です。

減免申請は納期限までに

災害や病気などで生活が著しく困難になり、預貯金などの資産を活用しても保険税や保険料の納付が困難な時には、申請により減免を受けられる場合があります。第1期からの減免を希望する人は、7月31日まで申請が必要です。申請する前に、各問い合わせ先へ相談してください。

8月1日から使う資格確認書や受給者証などを7月中にお届けします

8月1日(土)からは、新しい資格確認書などを使用してください。詳しくは、同封の通知を確認してください。

<h4>国民健康保険資格確認書</h4> <p>世帯主宛てに発送します。 対象 国民健康保険加入者でマイナ保険証を持っていない人 自己負担割合 未就学児=2割 小学生~69歳=3割 70~74歳=2割または3割</p>	<h4>後期高齢者医療資格確認書</h4> <p>被保険者宛てに送付します。 対象 85歳以上の人と、84歳以下でマイナ保険証を普段から利用※していない人 自己負担割合 1割・2割または3割</p>
<h4>国民健康保険資格情報のお知らせ</h4> <p>世帯主宛てに発送します。 対象 国民健康保険加入者でマイナ保険証を持っている人 (70歳未満で同お知らせを交付済みの人を除く) 自己負担割合 未就学児=2割 小学生~69歳=3割 70~74歳=2割または3割</p>	<h4>後期高齢者医療資格情報のお知らせ</h4> <p>被保険者宛てに送付します。 対象 84歳以下でマイナ保険証を普段から利用※している人 自己負担割合 1割・2割または3割 ※令和8年4月時点で、次の全てを満たす人①過去1年間で、6回以上利用している②3か月以内に一度でも利用している</p>
<h4>ひとり親家庭の福祉医療費受給資格者証</h4> <p>対象 19歳未満の子どもがいるひとり親家庭の人で、受給資格者証を持っている人</p>	<h4>重度心身障害者・高齢重度障害者の福祉医療費受給資格者証</h4> <p>対象 一定の障害のある人で受給資格者証を持っていて、所得基準を満たす人</p>
<h4>高齢者医療費受給資格者証</h4> <p>対象 68・69歳の市民税非課税世帯の人で、受給資格者証を持っている人</p>	<h4>手続きが必要な人</h4> <p>対象となる人で、令和8年度の市民税などの申告が必要な人には、その旨を通知します。</p>

病院での支払いが上限額までになる限度額認定証について

病院での支払いが高額になる時は

医療費には、所得区分に応じてひと月当たりの自己負担限度額が設けられています。入院時など医療費が高額になる場合、マイナ保険証を利用できる医療機関で、本人の同意があれば、事前の手続きをしなくても限度額が適用になります。



限度額認定証の交付について 国民健康保険

マイナ保険証を持っていない人は、限度額認定証の交付手続きをしてください。同認定証は、申請のあった月の1日から有効です。現在認定証を持っている人で、8月1日以降も利用する場合は、改めて申請が必要です。申請受け付けは7月1日からです。
認定証の手続きが必要な人 ①マイナ保険証を利用できない医療機関を受診する②直近12か月の入院日数が90日を超え、一定の条件を満たす市民税非課税世帯の人で、入院時の食事代の減額をさらに受ける

必要な物 本人と世帯主、同世帯の国保加入者のマイナンバーが分かる物、本人確認のできる物、同認定証(現在交付されている人のみ)、一定の条件を満たす市民税非課税世帯の人で直近12か月の入院日数が90日を超える人は、日数が分かる領収書や明細書、代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物

後期高齢者医療保険

同認定証の交付は廃止されました。マイナ保険証を持っていない人は、申請により限度区分が併記された資格確認書を交付します。直近12か月の入院日数が90日を超え、一定の条件を満たす市民税非課税世帯の人で、入院時の食事代の減額をさらに受ける人は、届け出が必要です。
必要な物 資格確認書(現在交付されている人のみ)、マイナンバーと本人確認のできる物、一定の条件を満たす市民税非課税世帯の人で直近12か月の入院日数が90日を超える人は、日数が分かる領収書や明細書、代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物

問い合わせ先と申請窓口			
国民健康保険税		市役所1階 9番窓口 保険年金課資格賦課担当(☎027-321-1235)	または、 各支所市民福祉課
国民健康保険	給付	市役所1階 8番窓口 保険年金課国保担当(☎027-321-1236)	
	資格・その他	市役所1階 9番窓口 保険年金課資格賦課担当(☎027-321-1235)	
後期高齢者医療・福祉医療 68・69歳の高齢者医療		市役所1階10番窓口 保険年金課医療給付担当(☎027-321-1237)	

国民年金保険料の免除申請は7月1日から

問/保険年金課年金担当 ☎027-321-1238

7月1日から、令和8年度(7月~来年6月)の国民年金保険料の免除申請と納付猶予申請を受け付けます。過年度の申請は、申請日からさかのぼって2年1か月前の月分まで受け付けます。保険料の免除と納付猶予の申請は、原則として毎年必要です。昨年度、全額免除や納付猶予に該当し、継続申請が承認されている人は、申請の必要はありません。日本年金機構から届く結果通知を確認してください。

申請窓口 市役所1階15番窓口、各支所市民福祉課、日本年金機構高崎年金事務所 **必要な物** マイナンバーと本人確認のできる物、基礎年金番号通知書か年金手帳、失業中の人は雇用保険離職票か雇用保険受給資格者証、代理人が申請する場合は、代理人の本人確認のできる物と委任状

